

令和 7 年度第 2 回 公契約審議会 令和 8 年 2 月 1 6 日（月）午後 2 時 00 分～ 災害対策本部室	
出席委員	金井委員、岩田委員、河合委員、榊原委員、廣田委員、横田委員
事務局	山本財務部長、中田契約検査課長、北村課長補佐、渡辺主査、魚住主査
財務部長 会長	開会宣言 挨拶 次第 1「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。
事務局 会長 各委員 会長	説明（次第 1） ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。 （意見等なし） 続いて、次第 2「労働報酬下限額について」は、3 項目あるのでひとつずつ区切りたいと思います。まず（1）工事請負契約 について事務局から説明をお願いします。
事務局 会長 委員	説明（次第 2）の内、（1） ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。 資料の厚生労働省調査によると、賃金改定の決定にあたり最も重視した要素として雇用の維持、労働力の確保・定着の割合が増加してきているようですが、本市の事業者も同じ理由で改定をしているのでしょうか。
委員	それは感じています。採用状況も厳しく、事業者の体力差、規模によってバラつきはあり、積極的に考えている事業者と、やるしかないと考えている事業者とありますが、やらざるを得ないという気持ちはかなり強いです。
委員	賃金を上げなければ労働者が確保できないのであれば、自然と賃金は上がっていくことになります。そうであれば、労働報酬下限額を上げなければならない状況ではないと思います。
委員	上がるに越したことはないですが、このような厳しい状況において上げることは適切ではないと思います。しかし、事業者アンケートにおいて「若干引き上げるべき」との意見もありますし、物価高に賃金が追い付いていない状況もありますので、今回は据え置きであっても、次回につながる答申書の内容にしてもらえると、来年議論しやすいと思いますかどうか。
会長	大変重要な意見だと思います。今年度は据え置きが共通認識だと思いますが、3 年間上がらない状況が続くことになり、上げづらくなってくるので、次回の審議につながる文言があるとよいと思います。

事務局	事務局として据え置きを提案していますが、アンケートの回答もありますので、来年は見直しの検討がされるよう答申書に記載したいと思います。
委員	事業者としても、そういう気持ちは共有しているつもりです。業界を代表してここにいますので、来年の検討について報告するつもりでいますが、今の環境が続く、例えば公共工事が極端に減るような大きな変化がないことが前提であれば、理解が得られるかもしれません。
会長	では、今年度は据え置きとします。ただし、次回に見直しの検討をするような答申書の内容とします。
事務局	続いて、(2) 工事請負以外の契約（委託業務契約・指定管理協定）について事務局から説明をお願いします。
会長	説明（次第2）の内、(2)
委員	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
委員	今回、最低賃金が過去最高の 63 円引き上げとなり、今後も上がると言われていますが、どのくらい上がるかは分かりません。今回は現状維持との共通認識をいただいています、今後どうするかを社会・経済情勢を見て引き続き検討する必要があります。
会長	アルバイトで時給は上がったけどシフトが減らされたという話も聞くので、あまり良い影響はないようにも思えます。
委員	事務局の説明で「きまって支給する賃金」が下がった原因として、労働時間が減ったことが挙げられていましたが、事業者として、賃金が上がった分、無駄なというか、必要のない労働時間を見直すということはありますか。
委員	例えば、屋外での仕事などはできる時間が限られています。働き方の議論が色々ある中、時間内で成果が上げられるよう、必要のない時間を見直す努力はしていると思います。そのなかでベースアップして、全体の収入が減らないようにしています。新卒者の募集の水準を高くしようと考えています。
委員	特定公契約の業務は、例えば除草業務など市民の生活に必要不可欠なものなので、簡単に時間を削れるものではないと思います。支払う賃金は、事業者としては、最低賃金に連動したものでないと厳しいのではないかと思います。
委員	最低賃金は県内一律ですが、ここまで引き上げられてくると、尾張地域と東三河地域が同じベースで議論されていて経営的に大丈夫か、と心配になります。
会長	最低賃金の上がり方が大きいので今回は変更なしとします。
会長	続いて、(3) 工事請負における未熟練者・年金受給者等 について事務局から説明をお願いします。

事務局	説明（次第２）の内、（３）
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
委員	委託業務契約等の下限額と工事請負契約の未熟練者・年金受給者等の下限額の金額が逆転した時があったのですか。
事務局	平成 29 年にありました。そのため、率を 67%に引き上げ、但し書きを追加しました。
会長	未熟練者、年金受給者は結構いるのですか。
委員	最初に雇い入れたときはまだ経験がないので、同じ水準ではありません。他の労働者が不満に思うので、どこでも習熟度によって差はあります。
委員	年金受給者の賃金と委託業務の賃金を比べていますが、委託業務の仕事と言っても、道路や公園の除草などでも規制をしなければならないとか、機械を使うなど危険もあり、工事と遜色ない内容が委託業務として発注されており、清掃などの委託業務とは異なります。国は工事として発注しているので、市の発注方法について検討してほしいです。
委員	未熟練者等の下限額と委託業務の下限額が逆転すると、最低賃金と委託業務の下限額は 15 円の差しかないので、未熟練者等の下限額を下回することは最低賃金を下回るかもしれないというおそれがありました。それを牽制するためだったと思います。
会長	今回は変更なしとします。
会長	続いて、次第３「特定公契約対象範囲について」事務局より説明をお願いします。
事務局	説明（次第３）
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
委員	対象範囲について、確かに事業者アンケートの回答では、拡大について「必要なし」が 6 割を超えているので難しいかもしれませんが、一方で、浸透させるためには金額を下げてもいいのではないかと思います。確認しますが、現在の 1.5 億円の設定を 1 億円にした場合、件数が増えると思いますが、昨年度ベースでどのくらい増えますか。また、それによって受注者、発注者に支障が出ますか。
事務局	別紙 2 をご覧ください。1 億円から 1.5 億円の範囲の件数は、令和 6 年度は 22 件、令和 7 年度は 11 月現在の件数で 20 件、令和 8 年度は 20 件でしたので、20 件前後の件数増となります。事業者アンケートにおいては、拡大について「必要なし」が 24 社あり、あまり求められていない結果でした。影響について、豊橋市の制度はなるべく受発注者に負担がないようにしています。「労働環境確認書」の提出を契約締結時に求め、発注者はその内容を確認することで条例の実行性を担保しています。事務手続きについて、10 年経過するなかでノウハウが蓄積され、慣れてい

委員 事務局 会長 事務局 会長 委員 委員 会長 会長 事務局 会長 各委員 事務局	ます。ただし、受注者としては、確認書の提出だけでなく、施工期間中、労働者や下請事業者には制度の周知や順守の働きかけを行う必要がある ので、対象件数が増えるほど、事業者の負担も増えることになります。 アンケートの回答はそのようなことを踏まえた結果ではないかと思 います。 発注者の負担はどうですか。 それほど負担が増えるわけではないと思います。 昨年度は金額を引き上げる意見があったと思いますが、今年はどうで すか。 昨年は、業界団体から議決を要する金額を引き上げることで速やかに着 手できるよう要望があり、それと合わせて特定公契約となる金額も引き 上げてほしいというものでした。これは特定公契約の範囲を狭めること となるため、条例の趣旨に逆行することとなると説明し、ご理解をいた だいて変更しませんでした。 範囲についてはずっと議論されてきたのですか。 当時は事業者へ説明するにあたり、議会承認案件と同じ金額であれば説 明も理解もしやすいということでした。そのため、昨年、議会承認の金 額の引き上げを要望する際も同じように、わかりやすいことから引き上 げを要望しましたが、条例の趣旨との範囲の説明を聞いて、変更しない ことは業界としては理解しました。 議決の金額とは切り離して考えるべきだと思うので、今回は変更なしと しますが、来年は検討してほしいです。 これまであまり議論されてきていないのであれば、これまでの 10 年を 振り返り、来年は少し議論を深めてもよいと思います。今回は変更なし とします。 続いて、次第 4「答申について」事務局より説明をお願いします。 説明（次第 4） ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。 （意見等なし） 答申案について、今回のご意見を踏まえ、労働報酬下限額の見直しにつ いて追記します。対象範囲についても追加し、次回の検討について記載 します。内容は会長に確認の上、各委員にも確認していただきます。 閉会宣言
---	---